

青少年の自立を支える会通信

第25号 2003年10月1日発行

発行責任者／伊達悦子

編集責任者／福田雅章

発行／青少年の自立を支える会

所在地／宇都宮市南大通り4の2の18

TEL 028-651-0161 FAX 028-651-0162

理事に就任して

理事 船田 福哉

この度、青少年の自立を支える会の理事になりました、船田と申します。よろしくお願ひします。

さて、私は現在栃木県社会福祉協議会に勤務しており、この4月より栃木権利擁護センター（あすてらす）を担当することになりました。青少年の自立を支える会と何か通じるものがあると思っております。そこで、この紙面をお借りして、権利擁護センター（あすてらす）についてご説明いたします。

この事業は、平成12年の社会福祉法の成立より半年早い平成11年10月より「地域福祉権利擁護事業」として全国の都道府県社協が実施主体となり、全国300余の市町村社協を中心にスタートしました。本県でも、同年「栃木県高齢者・障害者権利擁護事業」として出発しました。本事業の目的は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な者、さらに高齢者や身体障害者等で日常生活に不安を感じている方々を対象に本事業により自立した地域生活が送られるよう福祉サービスの利用援助を行い、そのものの権利擁護に資することが目的です。具体的には、痴呆性高齢者や知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援するものであります。本人またはその代理人が社会福祉協議会との委託契約を締結することによってこのサービスを利用できます。内容は、①生活支援サービス（福祉サービスが安心して利用できるように援助）②日常的な金銭管理サービス（毎日の暮らしに欠かせないお金の

出し入れ援助を行う）③書類等の預かりサービスであります。このサービスにはそれぞれ①と②は利用料として1回あたり800円いただき③については、月額400円かかります。この業務の一部を県内9カ所の市町村社協に業務委託しており、その社協を基幹的社協といい、そこには本事業を進める自立生活専門員が配置されています。基幹的社協以外の市町村社協にも具体的なサービスの担い手として、生活支援員が配置されています。

事業が始まって4年を経過し、本事業の重要性も認識され契約件数も着々と伸びている現状であります。

本事業については、新しい福祉の理念である、個人の尊厳を保持すること、自立を支援していくこと、個人が自分で選択すること。が根底に流れており、高齢者や障害者だけでなく、児童や青少年においても、重要な事であり、決して見逃す事の出来ない問題であると思ひます。これから、支える会に対して何がお役に立てるか分かりませんが、諸先輩方のご指導をよろしくお願ひします。



衆議院青少年問題に関する特別委員会の

国会議員

星の家を視察

運営委員長 曾根俊彦

7月14日、青少年問題特別委員会の国会議員さんが、自立援助ホーム「星の家」を視察しました。今までにも、東京など都会の自立援助ホームには議員さんもおとずれた事はあったようですが、地方都市のNPO法人が運営する自立援助ホームの視察は前代未聞のことで、画期的なことだと、全国自立援助ホーム協議会のホーム長さん達もビックリされていました。青少年非行の低年齢化や虐待問題等、青少年問題の抱えている問題が深刻化する中で、自立援助ホームに対する期待の表れと思われれます。

当日は、準備万端整えてお待ちしておりますが、まえの視察先である「下野三楽園」の視察が伸びてしまったり、途中の道路が渋滞していたりで、なかなかお見えにならないで、私たちも不安に思い始めた午後3時過ぎようやく到着されました。野中副会長から会の運営や事業の内容について、ホーム長からは、入居している子ども達の現状や課題についての説明がありました。6畳2間の狭いところに、10人以上の大人が詰め込まれた状態での視察で、「百聞は一見にしかず」ではありませんが「星の家」の実情を実感していただいたのではないかと考えております。



また、少しでも視察時間を長くしようと星の家からJR宇都宮駅まで議員の先生方皆さんが歩いて下さるなど、私たちにも国会議員さんの自立援助ホームに対する関心の高さと、熱心さが肌で感じられるとても嬉しい機会でした。ホームの入居者も、元プロレスラーの馳議員と一緒に写真を撮ってもらったり、励ましの言葉をいただいたりして、大感激をしておりました。

本日の視察が、国政の場において何らかの形で具体化していくことを心より願っております。視察して下さった、国会議員の皆様は以下の通りです。

青山二三(公明・委員長)・馳浩(自民)・水島広子(民主)・福島豊(公明)・達増拓也(自由)・大石尚子(民主)・保坂展人(社民)・山井和則(民主)

児童虐待防止法及び児童福祉法の改正について

事務局長 福田雅章

現在、児童福祉関係者の間では上記の法律がどのように改正されるのか、大きな関心ごとになっています。改正の背景には、児童虐待の急増という現実があるのはいうまでもありませんが、平成12年に制定された児童虐待防止法には、3年後の見直しが明記されていますので、改正は待たなしの状況にあります。

現在の虐待防止法は、入り口の段階といわれ、つまり、初期介入と早期発見に重点が置かれています。結果として、虐待の通報や保護される児童数は急増しました。その意味では、法律が機能しているということになります。しかし、保護した後の問題については手をつけられていません。例えば、虐待で子どもが保護され施設入所が適当と判断されたが、保護者がそれを拒んだ場合、家庭裁判所の承認を得て施設入所になります。実は司法の介入はこのときだけで、入所後、親の強引な引き取り要求に児童相談所が独自の判断で対応することになります。また、虐待で傷ついた心のケア、虐待をした親のケアなど、問題が山積しています。結局、保護されるまではいいのですが、親が適切なケアを受けることがないため、家庭復帰ができずに施設での生活が長期化していきます。

現状の児童養護施設は、非常に少ない職員配置で、衣食住の基本的生活の保障はできて、被虐待児に対して適切なケアができる態勢にはなっていません。ですから、虐待を受けた子どもは、心の傷が癒されないまま、精神的な課題を抱えたまま、施設から社会に出ることになります。星の家にはこうした子ども達の受け皿となっているのです。

児童福祉法の問題についていえば、乳児院や児童養護施設など被虐待児が生活する施設が、それに対応できる施設に改善される必要があります。職員配置規準の改善、定員 6 人程度の小規模施設の拡充、治療システムの確立などが急がれます。また、被虐待児が施設で生活すること自体問題ではないかという意見もあり、その意味では養育里親の拡充が期待されています。

児童虐待防止法及び児童福祉法が実態に即した形で改正される必要があるのはいうまでもありませんが、これらはあくまでも「児童」を対象にしたものですから、法律で守られるのは 18 歳までです。しかし、虐待を受けた子どもが 18 歳になるまでには精神的な課題をクリアし社会的自立が可能になるか否か、と問われれば、答えは明らかに否です。ひきこもりの問題も同じです。こう考えると、18 歳を越えた青少年の問題をフォローするような法律の必要性についても議論がなされてきています。

会員制度が 変わりました!

認定 NPO 法人になったことにより、先の総会で会員制度が改正されました。このことについては、何度か会報でお知らせしてきましたが、「よくわからない」というご意見があります。

この度、入会のしおりに添付する資料「ご支援ください!」を作成しました。同封してありますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

ファンレター 「星の家」のみなさんへ

矢板市会員 井田 紫衣

こんにちは、いつも星の家だよりを楽しませてもらっています。

子どもたちと一緒に泣き笑いしている様子に、クスッと笑ったりウーンと感心したり。そこには自分の知らなかった生活が確かにあって、いろいろな方が関わって支えていらっしやるんですね。

先日、「県北地区研修会」に参加しました。星先生にお目にかかったのは 3 度目です。以前、2 度、矢板東小学校に来ていただき、お話を伺いました。人との関わりの中での自立ということ、生きるための居心地の良い場所は生涯を通じて必要なこと、そして「なんだかごちゃごちゃ暮らしてます」という言葉にはとても実感がこもっていて、暖かい気持ちになったのを覚えています。

久しぶりの星先生は、雰囲気有一段とソフトになられたなあと思いました。研修会の休憩時に私と友達がその印象と「髪の色が茶色になりましたね」と言うと、「いやあ、白髪が多くなって・・・年を取りました。私も丸くなったかな」と言っていたら、研修会の質疑の時、私は、「星の家に自殺願望の子が来ることもありますか」なんて、変な質問をしてしまいました。講演の中で自傷行為をする子の話があって、その子たちと暮らしていて星の家の人たちは同じような気持ちになってしまうことはないのかな、と思ったのです。帰り際に星先生にそれを話すと「こんな風だから大丈夫ですよ」その笑い顔に納得、安心しました。

私は、行き詰まって自己嫌悪どっぷりの時、ふっと「星の家」を思うことがあります。星先生ご家族や、ボランティアさんと子どもたちの様子を想像してみたり。そうすると、なんだか私も自分自身をそのまま受け入れられるような気がしてくるのです。(こんな変なファンもいるんです!)

今度の星の家まつりには、ファンの一人として少しお手伝いさせてもらおうかな、と思っています。

第2回 街頭募金

第6回

星の家祭り

10月19日(日)

11:00~16:00

宇都宮東武百貨店前
~宇オリオン通り

協力 宇都宮臨東ロータリークラブ
宇都宮更生保護女性会

10月26日(日)

10:30~15:00

宇都宮市明保野体育館及び
南側駐車場

バザー・模擬店多数有り!!

バ当日ボランティア受付中!!

ご寄付・会費納入

ありがとうございました。